

株式会社ユーラスエナジーホールディングス「(仮称) 石巻風力発電事業環境影響評価書」に係る確定通知について

平成29年8月31日  
経 済 産 業 省

当省は、株式会社ユーラスエナジーホールディングス「(仮称) 石巻風力発電事業環境影響評価書」(以下「評価書」という。)について審査した結果、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づき、本日、株式会社ユーラスエナジーホールディングスに対し、評価書の変更を要しない旨の通知(確定通知)を行った。また、当省は電気事業法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けた株式会社ユーラスエナジーホールディングスは、同条第2項の規定に基づき、宮城県知事に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第27条の規定に基づき公告及び縦覧(1か月間)し、住民へ周知することとなる。

(これまでの環境影響評価に係る手続き)

環境影響評価方法書受理	平成25年 3月25日
住民等意見の概要受理	平成25年 6月 7日
宮城県知事意見受理	平成25年 8月14日
経済産業大臣勧告	平成25年 8月26日
環境影響評価準備書受理	平成27年 1月30日
住民等意見の概要受理	平成27年 3月26日
宮城県知事意見受理	平成27年 6月24日
環境大臣意見受理	平成27年 6月25日
経済産業大臣勧告	平成27年 7月10日
環境影響評価書受理	平成29年 8月21日

問い合わせ先：電力安全課 高須賀、松井  
電話03-3501-1742 (直通)